介護保険制度における預貯金等の把握等に係る検討の場　中間とりまとめ　概要
（令和８年10月26日）

【経緯】
・介護保険制度の見直しに関する意見（令和７年12月25日社会保障審議会介護保険部会）において、「一定以上所得」の判断基準の見直しの検討に当たって考慮する要素のひとつとして、「預貯金等の把握の正確性の担保と事務負担の観点が必要であり、まずは、現行の補足給付での預貯金等の確認事務の実態を把握するとともに、保険者との実務的な検討の場を設けるべき」とされた。
・これを踏まえ、この検討の場を立ち上げ、全国の保険者へのアンケート調査の実施を経て、計４回にわたり議論を行った。

【基本的な方向性】
・補足給付に係る事務負担については、軽減を図りつつ、できる限り資産の状況を適切に把握できるようにしていくことが重要。
・アンケート調査結果からは、自治体における預貯金等の確認事務の実情や、既に各自治体において様々な取組み・工夫が行われていることが明らかとなり、預貯金等の確認事務の負担軽減策については以下の提案があったため、各自治体においては効率的な介護保険事業の運営に努めていただきたい。
・今後網羅的に資産を把握できるようにするためには、マイナンバーを預貯金等に付番し、全ての金融機関に照会できる仕組みを整備する必要があり、国において、将来的にこうした仕組みの導入を目指し、預貯金等へのマイナンバー付番等を進めていくべきである。

【預貯金等の確認事務の負担軽減策】

①オンライン預貯金照会の活用促進

民間事業者が提供する、預貯金等情報の照会・回答業務をデジタル化したオンライン照会サービス等の活用を推進する。国においては、預貯金照会の先行事例等、オンライン化のメリットについて情報提供を行うことが考えられる。

②非課税年金の照会業務の負担軽減

住所地特例により、年金保険者へ登録している住所と介護保険上の住所が異なり、非課税年金情報が保険者市町村に届かない場合、保険者市町村が他市町村に照会する業務が発生する。国からは、マイナンバーによる情報連携を行った場合の非課税年金の算出方法を示しているが、さらに、この算出を自動化できるよう、国において介護保険システムの標準仕様書の見直しを検討することが考えられる。

③郵送・オンライン申請の活用

申請勧奨を行う際、郵送申請や電子申請を案内している自治体があることを踏まえ、郵送・オンライン申請の活用を促進することで、利用者及び市町村の負担軽減を図ることが考えられる。

④金融機関照会の効率化

金融機関照会の運用については、国が事務連絡において「申請に対して全件実施することは想定しておらず、サンプル調査や申請内容に個別に疑義がある場合などに実施することを想定している」と示していることを踏まえ、各市町村において効率的な金融機関照会が行われている。国においては、各市町村が検討の参考とするよう、今回行ったアンケート調査結果を周知することが考えられる。

⑤添付書類の簡素化

国において、預金通帳の写し等の書類の添付について、一定の場合には、必ずしも毎年の添付まで求めなくとも差し支えないとの考え方を示していることを踏まえ、一部の市町村では、預金通帳の写しの添付の簡素化が行われている。国においては、各市町村での検討の参考となるよう、今回のアンケート調査結果を各市町村に周知することが考えられる。

⑥限度額認定証の有効期間及び更新時期の変更

限度額認定証の有効期間を９月又は10月からの１年間とし、更新時期も有効期間に合わせて遅らせることで、負担割合証の更新時期との重なりが避けられ、事務負担の平準化につなげる。他方、これを異ならせることによる対応の増加を懸念する意見もあり、双方の意見に留意して対応を検討する必要がある。

⑦負担限度額認定申請の有効期限を２年とする運用

地方分権提案により、負担限度額認定証の有効期間を２年とする提案がされたことを受け、令和３年度に、地域の実情に応じ、市区町村の判断により有効期限の設定が可能であること等を明確化した。現在、29の保険者において有効期限を２年とする等の運用がされているが、メリット・デメリット双方が挙げられていることを踏まえ、自治体規模等地域の実情を踏まえながら、各保険者において導入を検討していくことが考えられる。